

## 感染症臨床研究ネットワーク事業におけるリポジトリ利活用規約 新旧対照表

	第 1.4 版	第 1.5 版	備考
第 5 条 第 1 項	<p>1.本規約の改定は、利活用小委員会が適宜各小委員会と連携した上で、<u>審議</u>を行うものとする。なお、利活用小委員会は必要に応じて、管理運営委員会に上申を行うものとする。</p> <p>2.JIHS は、前項の改定を行うときは、その旨並びに当該改定の内容及び効力発生時期を、<u>インターネット</u>を利用した、又はその他の適切な方法により、研究実施機関等、提供者及び利活用者に周知するものとする。</p>	<p>1.本規約の改定は、利活用小委員会が適宜各小委員会と連携した上で審議し、<u>JIHS</u>が行うものとする。なお、利活用小委員会は必要に応じて、管理運営委員会に上申を行うものとする。</p> <p>2.JIHS は、前項の改定を行うときは、その旨並びに当該改定の内容及び効力発生時期を、<u>ホームページ</u>に掲載する方法、又はその他の適切な方法により、研究実施機関等、提供者及び利活用者に周知するものとする。</p>	記載整備
第 8 条 第 5 項	<p>5.第 7 条に定める、本事業に提供された対象試料等に係るデータ及び試料の取扱いは、契約等で特段の定めのない限り、利活用小委員会が対象試料等の受入れを承認した時点で、データについては JIHS が本規約に則って使用でき、試料については JIHS にその所有権が移転するものとする。<u>かかる時点</u>以後、提供者は当該対象試料等につき、所有権、使用权、その他の権利を主張できないものとする。</p>	<p>5.第 7 条に定める、本事業に提供された対象試料等に係るデータ及び試料の取扱いは、契約等で特段の定めのない限り、利活用小委員会が対象試料等の受入れを承認した時点で、データについては JIHS が本規約に則って使用でき、試料については JIHS にその所有権が移転するものとする。<u>利活用小委員会</u>が受入れを承認した時点以後、提供者は当該対象試料等につき、所有権、使用权、その他の権利を主張できないものとする。</p>	記載整備
第 9 条 第 3 項	<p>3.前項により得られたゲノム解析情報は、提供者が希望する場合、提供者に返却することができる。提供者は、返却されたゲノム解析情報を、関連法令等を遵守し、倫理審査委員会で承認された研究計画書に従って、研究・開発に使用できるものとする。ただし、提供者は、当該研究・開発によって得られた研究成果等を公表する際は、本事業から提供されたゲノム解析情報を使用したことを謝辞及び method において明示し、その公表資料の写しを<u>速やかに</u> iCROWN 運営支援室へ送付しなければならない。また、提供者は、これらの研究成果等は本事業における利活用の成果である旨、JIHS 及び厚生労働省が公表することを承認するものとする。</p>	<p>3.前項により得られたゲノム解析情報は、提供者が希望する場合、提供者に返却することができる。提供者は、返却されたゲノム解析情報を、関連法令等を遵守し、倫理審査委員会で承認された研究計画書に従って、研究・開発に使用できるものとする。ただし、提供者は、当該研究・開発によって得られた研究成果等を公表する際は、本事業から提供されたゲノム解析情報を使用したことを謝辞及び method において明示し、その公表資料の写しを<u>事前に</u> iCROWN 運営支援室へ送付しなければならない。また、提供者は、これらの研究成果等は本事業における利活用の成果である旨、JIHS 及び厚生労働省が公表することを承認するものとする。</p>	報告時期を 明確にする ため
第 10 条 第 12 項	<p>12.研究実施機関等は、前項により提供された対象試料等を、関連法令等を遵守し、倫理審査委員会で承認された研究計画書等に従って、研究・開発に使用できるものとする。ただし、研究実施機関等は、当該研究・開発によって得られた研究成果等を公表する際は、本事業で収集された対象試料等を使用したことを謝辞及び method において明示し、その公表資料の写しを<u>速やかに</u> iCROWN</p>	<p>12.研究実施機関等は、前項により提供された対象試料等を、関連法令等を遵守し、倫理審査委員会で承認された研究計画書等に従って、研究・開発に使用できるものとする。ただし、研究実施機関等は、当該研究・開発によって得られた研究成果等を公表する際は、本事業で収集された対象試料等を使用したことを謝辞及び method において明示し、その公表資料の写しを<u>事前に</u> iCROWN 運</p>	報告時期を 明確にする ため

	運営支援室へ送付しなければならない。また、研究実施機関等は、JIHS 及び厚生労働省が、これらの研究成果等が、本事業における利活用の成果である旨を公表することを承認するものとする。	営支援室へ送付しなければならない。また、研究実施機関等は、JIHS 及び厚生労働省が、これらの研究成果等が、本事業における利活用の成果である旨を公表することを承認するものとする。	
第 15 条 第 2 項	2.利活用者は、研究成果等を公表する際は、本事業で収集された対象試料等を使用したことを謝辞及び method において明示し、その公表資料の写しを <u>速やかに</u> iCROWN 運営支援室へ送付しなければならない。また、利活用者は、これらの研究成果等が、本事業における利活用の成果である旨、JIHS 及び厚生労働省が公表することを承認するものとする。	2.利活用者は、研究成果等を公表する際は、本事業で収集された対象試料等を使用したことを謝辞及び method において明示し、その公表資料の写しを <u>事前に</u> iCROWN 運営支援室へ送付しなければならない。また、利活用者は、これらの研究成果等が、本事業における利活用の成果である旨、JIHS 及び厚生労働省が公表することを承認するものとする。	報告時期を 明確にする ため